

認定コミュニティ活動状況資料

浜須賀地区まちのちから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～6
委員名簿	7

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	8～13
当該年度の活動計画書及び収支予算	14～16
特定事業の概要 (広報紙「浜須賀まちのちから」発行事業)	17
特定事業実施報告書 (広報紙「浜須賀まちのちから」発行事業)	18～19
特定事業の概要 (地域乳幼児サポート事業)	20
特定事業実施報告書 (地域乳幼児サポート事業)	21～22

【参考資料】 広報「浜須賀まちのちから」

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

浜須賀地区には、浜須賀地区自治会連合会に12の単位自治会があり、自助・共助の組織として、地域住民相互の連帯感、自治意識の向上を図っています。そして、自治会以外の団体も地域課題に専門的に取り組み、地域の中で年間を通して様々な地域活動を行っています。

一方で、急速な少子高齢化や核家族化、それに伴い生活スタイルも多様化してきており、個々の団体だけでは解決できない様々な問題があり、地域の課題はその地域が一体となって解決していかなければいけない必要性が生じてきています。

浜須賀地区においても、地域で起きている身近な問題を地域住民自身の力で解決したいという気運が高まり、浜須賀地区自治会連合会は茅ヶ崎市が提案する新たな地域コミュニティのモデル地区として参画することとしました。そこで、地域活動の拠点施設を管理運営する浜須賀会館管理運営委員会とともに浜須賀地区まちのちから協議会設立準備会を組織し、地域の様々な活動を話し合い、地域の絆づくりを進め、できるだけ多くの住民が地域のまちづくりに関わりを持っていただくことを目的として、各種団体や地域住民が参画し協議をする場である新たな地域のコミュニティ「浜須賀地区まちのちから協議会」を設立することとしました。

認定審査基準確認表

浜須賀地区まちのちから協議会

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R4年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第1条に市長が告示する浜須賀地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図10」と規約第1条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「浜須賀地区に属する各単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」とおり12自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・別紙名簿のとおりいくつかの自治会で会長の変更はあるものの、申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）（3）（4）に規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ（2）に、地域福祉全般に関する地域団体の代表として規定されており、①浜須賀地区社会福祉協議会、②浜須賀地区民生委員児童委員協議会が参加している。 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ（3）にスポーツ・健康に関する地域団体の代表として規定されており、浜須賀地区体育振興会が参加している。 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ（4）に、青少年育成に関する地域団体の代表として規定されており、①浜須賀小学校区青少年育成推進協議会、②緑が浜小学校区青少年育成推進協議会、③浜須賀小学校PTA、④浜須賀中学校保護者会のほか、準委員として浜須賀小学校、緑が浜小学校、浜須賀中学校の3校が参加している。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第6条（2）（3）（4）」に該当する団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（11）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第10条、第23条～第26条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。 ※ 昨年度実施された各事業においてはいずれも参加条件を設けず、誰もが参加できる事業としたほか、目安箱により住民意見の聴取に努めた。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。 ※ 協議会に関する様々な情報を積極的に発信するため、広報紙を年2回発行し、組織の透明性を高めるよう努めた。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に主たる事務所の所在地、第3条に目的、第9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

浜須賀地区まちのちから協議会規約

(名称及び組織)

第1条 この会は、浜須賀地区まちのちから協議会（以下「協議会」という。）と称し、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に規定する市長が告示する浜須賀地区（以下「浜須賀地区」という。）の市民及び地区内で活動する各種団体で組織する。

(所在地)

第2条 協議会の所在地は、浜須賀会館（所在地：茅ヶ崎市松が丘二丁目8番63号）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域における課題解決のため、住みよい地域社会の構築を目指し、浜須賀地区の市民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浜須賀地区の市民及び各種団体の共通の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。
- (2) 浜須賀地区の各種団体の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。
- (3) 浜須賀地区の市民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関すること。
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関すること。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成し、委員の数は30名以内とする。

- (1) 浜須賀地区に属する単位自治会の代表者
- (2) 地域福祉全般に関する地域団体の代表
- (3) スポーツ・健康に関する地域団体の代表
- (4) 青少年育成に関する地域団体の代表
- (5) 防犯・安全に関する地域団体の代表
- (6) 防災に関する地域団体の代表
- (7) 生活環境に関する地域団体の代表
- (8) 文化・生涯学習に関する地域団体の代表
- (9) 地域住民の交流・絆づくりの場を管理運営する地域団体の代表
- (10) 協議会が推薦する者
- (11) 公募により認められた者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 「公募により認められた者」にあたる委員の任期は、2期までとする。

4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第6条 本会に準委員を置く。

2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から選任する。

3 役員手当は、別に定める。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、協議会の事務を総括し、協議会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐するとともに協議会の業務を分担する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代理する。

(3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。

(4) 監事は、次の職務を行う

ア 協議会の会計の状況を監査すること

イ 会長、副会長及び会計の業務執行の状況を監査すること。

ウ 前各号により不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求することができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

2 会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会にあたっては委員のうち、運営委員会にあたっては委員及び準委員（以下「委員等」という）のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、本会の会長が就く。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第1項第4号ウの規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算に関すること。

- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 委員等の選任及び解任に関すること。
- (4) 役員の選任及び解任に関すること。
- (5) 規約の制定及び改正に関すること。
- (6) その他、第5条に掲げる委員から提案された事項に関すること。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第16条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

- 2 役員会の議長は、本会の会長が就く。
- 3 役員会には、役員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第17条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の議決事項)

第18条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び運営委員会に付議する事項
- (2) 総会及び運営委員会において議決された事項のうち、協議会全体に係るものの執行に関する事項
- (3) その他総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の構成)

第19条 運営委員会は、委員等をもって構成する。

- 2 運営委員会の議長は、会長が就く。
- 3 運営委員会には、委員等以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第20条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第21条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び役員会に付議すべき事項
- (2) 各部会が協議した事業に関する事項
- (3) 各部会間及び各種団体間の連絡調整
- (4) 各部会員の選任に関する事項
- (5) 総会及び役員会において議決された事項の執行に関する事項
- (6) 総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (7) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項
- (8) その他、委員等から提案された事項

(運営委員会の議事録)

第22条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員等の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員等も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその運営委員会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

（部会の構成）

第23条 委員等の他、運営委員会が選任した部会員で構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会の議長は、部会長が就く。

（部会長及び副部会長の任期）

第24条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（部会の招集）

第25条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

（部会の協議事項）

第26条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、役員会に報告する。

- 2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

（事務局）

第27条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、浜須賀地区の市民から役員会が推薦し、総会で承認を得た者を置くことができる。

（事務局の所掌事務）

第28条 事務局は、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議への出席
- (2) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (3) 会議の資料の作成
- (4) 会議の議事録の作成
- (5) 会計事務に伴う資料の作成
- (6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (7) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ

（事業及び会計年度）

第29条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

（経費）

第30条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

（住民等からの意見等の取り扱い）

第31条 会議でだされた意見等のほか、浜須賀地区の市民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第32条 その他、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年3月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月29日から施行する。

令和5年度浜須賀地区まちのちから協議会名簿

現在

役職	役職・人数	氏名	備考
名誉顧問		青木 三郎	
【自治会長】 規約第5条1項1号	12		
松浜自治会会長	監事	佐藤 徳治	
三が丘自治会会長		千葉 智之	★
浜須賀自治会会長		細川 知嗣	
菱沼海岸緑自治会会長		斎藤 かなえ	★
菱沼海岸自治会会長	副会長 防災部会長	久木田 寛素	
菱沼南部自治会会長	副会長 自治会長会代表	松浦 之生	
平和町自治会会長		金子 芳郎	
松涛会自治会会長		小林 真幸	
翠松会自治会会長		吉澤 悠貴	★
松が丘ハイツ自治会会長		宍戸 俊一	★
オーベル茅ヶ崎 ラチエン通り自治会会長		飯島 秀章	★
浜須賀住宅自治会会長		高梨 純子	★
【地域団体】 規約第5条1項2～9号	14		
浜須賀地区社会福祉協議会会長		大門 則夫	
浜須賀地区民生委員児童委員 協議会会長		安倍 澄子	★
浜須賀地区体育振興会会長		福室 好夫	★
浜須賀小学校区青少年育成 推進協議会会長 4号		安藤 桐子	
緑が浜小学校区青少年育成 推進協議会会長 4号		梅木 千恵子	
浜須賀中学校学級代表者会 4号		土方 英里名	★
浜須賀小学校PTA会長 4号		伊藤 季美	
環境指導員代表 7号	環境部会長	横田 慎也	★
浜須賀地区防犯指導員代表 5号	会長 防犯部会長	朝倉 哲男	
浜須賀会館管理運営委員会 9号		清水 孝	
まちのちから協議会推薦委員 10号	会計	角田 英子	
まちのちから協議会推薦委員 10号	監事	織岡 美法子	
まちのちから協議会公募委員		大森 伸弥	★
まちのちから協議会公募委員		松村 浩	★
【準委員】 規約第6条	4		
浜須賀中学校		一星 光利	
浜須賀小学校		青柳 和富	
緑が浜小学校		菅野 康一	
地域包括支援センター「あさひ」		彦坂 昌利	

○協議会メールアドレス
hamasukamachidi@yahoo. co. jp

【地域担当職員】 市民自治推進課地域自治担当 竹井
電話：82-1111(代表) 内線2411

7 職場メールアドレス：shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

1 会議等の実施について

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和4年 4月16日	役員会	(1) 定期総会議案の確認
4月23日	総会	(1) 令和3年度事業報告について (2) 令和3年度収支決算について (3) 監査報告 (4) 令和4年度役員の承認について(案) (5) 令和4年度事業計画について(案) (6) 令和4年度収支予算について(案)
5月14日	役員会	(1) 組織整備について (2) 地区諸団体の分担金 (3) 避難所打合会について (4) 民生委員児童委員全国一斉改選 (5) 当面の日程
6月11日	役員会	(1) 行政伝達事項について (2) 防災訓練、環境委員会議について
6月18日	運営委員会	(1) 令和4年度自治会分担金の収集・配布について (2) 防災部会について (3) 広報・情報発信の強化 (4) 市民集会について
7月16日	役員会	(1) 防災部会について (2) 広報紙発行について (3) 市民集会について (4) 市まちぢから協議会連絡事項について
7月23日	運営委員会	(1) 防災訓練の実施について (2) 市民の集いについて (3) 広報誌浜須賀まちのちから第20号編集会議報告 (4) 市まちぢから協議会連絡会報告
9月17日	役員会	(1) 防災部会の報告 (2) 市民つどいについて (3) 広報誌の発行 (4) 市まちぢから協議会連絡会報告
9月24日	運営委員会	(1) 防災部会の報告 (2) 市民つどいについて (3) 広報誌の発行 (4) 市まちぢから協議会連絡会報告
10月15日	役員会	(1) 防災部会からの報告 (2) 市民のつどいについて (3) 行政伝達事項について

11月16日	役員会	(1) 上期収支報告について (2) 市民のつどい (3) 市まちぢから協議会連絡会研修 (4) 防災訓練 (5) 市まちぢから協議会連絡会報告
11月19日	運営委員会	(1) 上期収支報告について (2) 市民のつどい (3) まちぢから協議会連絡会研修 (4) 防災訓練の参加状況 (5) 市まちぢから協議会連絡会報告
12月17日	役員会	(1) 浜須賀会館新年の集い (2) 市民のつどい (3) 防災訓練の報告 (4) 広報紙第21号の編集 (5) 市まちぢから協議会連絡会報告 (6) 公募委員の募集
1月14日	役員会	(1) 第85回高南一周駅伝競走大会 (2) 浜須賀会館 新年の集いの報告 (3) 防災部会の報告 (4) 広報編集委員会の報告 (5) 防犯指導員意見交換会の報告会 (6) 市民のつどい (7) 市まちぢから協議会連絡会報告
1月21日	運営委員会	(1) 市民のつどい (2) 自主防災組織活動事例共有研修会 (3) 「自治会長会」について (4) 公募委員の募集 (5) 県自転車条例ルールブックの有料配布
2月11日	役員会	(1) 市民のつどい報告 (2) 防災部会報告 (3) 自主防災組織活動事例共有研修会報告 (4) 広報編集委員会からの報告 (5) 防犯ネットワーク会議の開催について (6) 浜須賀地区まちのちから協議会の規約等の整理 (7) 公募委員の募集 (8) 自治会長会の再開 (9) 市まちぢから協議会連絡会報告
3月18日	役員会	(1) 定期総会について (2) 市まちぢから協議会連絡会報告
3月19日	運営委員会	(1) 定期総会の準備 (2) 市まちぢから協議会連絡会報告

(2) 自治会長会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年 2月18日	第1回 自治会長会	(1) 市まちぢから協議会連絡会の報告

(3) 防災部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和4年 7月23日	第1回 防災会議	防災力強化に向けた体制の構築等
9月12日	第2回 防災会議	防災訓練に関する検討
12月20日	第3回 防災会議	意見交換
令和5年 1月14日	第4回 防災会議	令和5年度部会事業計画について
2月22日	第5回 防災会議	松が丘ハイツ自主防災会、平和町自治会防災訓練報告
3月15日	第6回 防災会議	トランシーバー使用調整及びホース格納箱に関する協議

(4) 広報編集会議

実施日	会議の名称	主な内容等
令和4年 6月18日	第1回 広報編集会議	広報紙第20号の紙面構成を検討
8月 2日	第2回 広報編集会議	広報紙第20号初回校正
9月24日	第3回 広報編集会議	広報紙第20号の振り返り
10月15日	第4回 広報編集会議	広報紙第21号の作成スケジュール調整
令和5年 2月 4日	第5回 広報編集会議	広報紙第21号の初回校正

成果物：広報紙 第20号（令和4年9月1日発行。4頁、5,500部作成 全戸配布）

広報紙 第21号（令和5年3月1日発行。4頁、5,500部作製 全戸配布）

2 事業の実施

実施日	事業の名称	主な内容等
通年（月1回開催）	すこやか赤ちゃんサポート	乳幼児とその保護者を対象とした子育て支援事業
令和4年 11月12日	防災訓練	HUG（避難所運営ゲーム）
令和5年 1月28日	市民のつどい	地域防災をテーマにしたワークショップ

(1) すこやか赤ちゃんサポート

概要 浜須賀地区内の乳幼児とその保護者を対象とした支援事業。毎月第三木曜日の9時30分より120分程度、子育ての悩みや楽しみを共有する場を設け、乳幼児の健全な成長と保護者の悩みの解消を目的とし、地域住民同士の顔の見える関係づくりに取り組んだ。

参加者 453人

その他 広報や回覧にて事業の案内とあわせて随時参加の呼びかけを行った。

	事業予定	参加予定人数	備考
4月21日	読み聞かせ絵本：あおむしだれのこ 赤ちゃん手遊び：あたまかたひざぼん 制作：5月に向けて兜づくり	赤ちゃん 4名 母親 4名 スタッフ 8名	コロナの心配の中、初めての参加者2名、前年度から引き続きの母子2名の参加でした。
5月19日	読み聞かせ絵本：ついておいで	赤ちゃん 8名	同月齢同士を紹介し仲良くなれる

	赤ちゃん手遊び：ミックスマージュース 制作：おもちゃ作り（ガラガラ）	母親 8名 スタッフ 7名	よう配慮する
6月16日	読み聞かせ絵本：こっこさんと雨降 赤ちゃん手遊び：七夕、きらきら星 制作：7月に向けて七夕づくり	赤ちゃん17名 母親 15名 スタッフ 6名	暑くなってくるので、保健士さんに熱中症に注意しつつ、水分補給や日焼け防止の話を聞く
7月21日	読み聞かせ絵本：みかづきちゃんてをつなご 赤ちゃん手遊び：あたまかたひざぼん 制作：風鈴作り	赤ちゃん15名 母親 14名 スタッフ 8名	初めての参加5組に続き双子のお母さんたち参加。コロナ第7波。離乳食の話を栄養士から
8月18日	読み聞かせ絵本： 赤ちゃん手遊び： ヨガ講師による産後ケアヨガ体験	赤ちゃん 5名 母親 5名 スタッフ 6名	雨のため来館者少数だった 保健師から赤ん坊の日焼け防止の話、真夏の過ごし方の話
9月15日	読み聞かせ絵本： 赤ちゃん手遊び： 制作：敬老の日のための作品	赤ちゃん23名 母親 21名 スタッフ 6名	乳幼児健診が同時開催でしたので参加者が多かった。 満月授小屋の話をする
10月13日	読み聞かせ絵本： 赤ちゃん手遊び： 制作：ハロインに関するモノづくり	赤ちゃん13名 母親 12名 スタッフ 6名	双子の赤ちゃんのお父さんが育休を6か月取ったとの話に一同拍手
11月17日	読み聞かせ絵本：松居直さんのお話 赤ちゃん手遊び：ぐちょきぱ一何作ろ 制作：クリスマスツリー作り お母さんへ：What do you think?	赤ちゃん29名 母親 23名 スタッフ 7名	クリスマスツリー、三角錐の台紙に毛糸を巻き付けキラキラデコレーションが出来上がり皆大喜び双子の赤ちゃんのやんちゃぶりが頼もしかった
12月15日	読み聞かせ絵本：動物山のクリスマス ちょっといい話：5連用日記 制作：お正月飾り	赤ちゃん17名 母親 14名 スタッフ 8名	初めての親子4組、月例の同じお母さん同士を紹介して仲良くお話が弾んでいました
1月19日	読み聞かせ絵本：食いしん坊ウサギ 赤ちゃん手遊び：ラララ雑巾他 制作：カスタネットおもちゃ作り	赤ちゃん17名 母親 14名 スタッフ 8名	双子ちゃん3組そろって参加。 第2子の誕生でお休みしたい親子も参加で賑やかでした
2月16日	読み聞かせ絵本：トントントントン 赤ちゃん手遊び：やおやのお店に並んだ 制作：ひな祭り人形作り ちょっといい話：お兄さんの芽生え	赤ちゃん18名 母親 15名 スタッフ 6名	初めて参加2組。双子親子も2組。 保健師さんも6か月のお子さんを連れて参加。栄養士からのお話などありました
3月16日	読み聞かせ絵本：じゃーんけん 赤ちゃん手遊び：ラララ雑巾 制作：歌詞カード作り・手型どり	赤ちゃん30名 母親 26名 スタッフ 7名	初参加9組、父親が2人参加。 赤ちゃん用絵本プレゼント大喜び。 のびのびの川口さん見学

(2) 広報「浜須賀まちのちから」発行事業（更新済み）

地域住民に「当事者として地域のことを考えてもらう」ためのきっかけづくりとして、まちのちから協議会の活動紹介や、浜須賀地区のさまざまな情報を掲載した広報紙を発行し情報発信を行った。令和3年度までで全19号発行している。令和4年度には第20号及び第21号を発行した。

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	内 訳
補助金	694,402	702,902	運営費等助成金 250,000円 特定事業助成金①(広報紙発行事業) 260,402円 特定事業助成金②(赤ちゃんサポート事業) 184,000円 地区防災訓練補助金 8,500円
繰入金		2,940	防災訓練事業に充当(浜須賀地区自治会連合会残金から)
その他	0	2	利息
繰越金	56	56	前年度からの繰越金
合 計	694,458	705,900	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	内 訳	
運営費	事務消耗品費	6,000	0	
	会議費	20,000	4,570	会議資料コピー代等
	役員手当	40,000	40,000	会長、副会長2名、会計へ各10,000円
	事業費	150,000	0	
	負担金	33,000	16,000	まちちから協議会連絡会等
	その他	1,056	0	
	市への返還金	0	189,430	
	小計	250,056	250,000	
特定事業費①(広報)	委託料	260,402	237,402	印刷委託(仕分け作業含む) 年間11,000部 第20号=5,500部(全戸配布)A3・4頁 第21号=5,500部(全戸配布)A3・4頁 (税込118,701円)
	市への返還金	0	23,000	
	小計	260,402	260,402	
特定事業費②(赤ちゃん)	報償費	108,000	83,000	サポーター活動費 事業 サポーター1人1回参加ごとに1,000円
	物品費	76,000	72,306	・事業費 60,413円 ・衛生費 6,130円 ・事務費 5,763円 ・予備費 0円
	市への返還金	0	28,694	
	小計	184,000	184,000	
防災訓練事業費	事務消耗品費	0	11,440	ボールペン、アルコール消毒、名札等
	小計	0	11,440	
繰越金	0	58		
合 計	694,458	705,900		

上記のとおり、報告します。

会長

朝倉哲男

会計

角田英子

収支決算書、預金通帳等を監査しましたところ、適正なものと認めます。

令和5年3月3日

監事

佐藤徳治

監事

織園美法子

浜須賀地区自治会連合会残金 令和4年度 収支決算

収入の部

単位：円

項 目	決 算 額	備 考
繰越金	313,317	
合計	313,317	

支出の部

単位：円

項 目	決 算 額	備 考
見舞金	5,000	怪我をされた赤ちゃんサポート事業サポーターへ
防災訓練費	2,940	防災訓練事業費へ繰入
小計	7,940	
次年度繰越金	305,377	
合計	313,317	

上記の通り、報告します

会長 朝倉 哲男

会計 角田英子

収支決算書、預金通帳等を監査しましたところ、適正なものと認めます。

令和5年3月31日

監事 佐藤 徳治

監事 織岡 美法子

令和5年度事業計画（案）

【浜須賀地区まちのちから協議会について】

浜須賀地区は、他地区と比べると住宅用地の割合が高く、昔から住む地域住民が多いことから、自治会加入率83.5%（市全体73.08%※R4）と市内において最も高い地域である。

本協議会は、他地区に先駆けてモデル地区として設立し、名称も唯一の「まちのちから」協議会として取組を進めている。

構成として、12の自治会と各種団体、推薦委員・公募委員の26名により構成され、準委員として区内の小中学校及び地域包括支援センターを加え、地域全体で情報共有を図りながら取り組んでいる。

1 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づく事務

（1）条例に基づく各種提出書類の作成事務

（2）認定コミュニティ助成金（運営費等助成金、特定事業助成金）の交付申請に関する事務

2 広報・情報発信の強化

住民に「浜須賀地区の一員である」という当事者意識を醸成させるとともに、組織の透明性や、活動の民主性を高めるため、協議会の活動紹介や取り組み状況など、浜須賀地区に関するさまざまな情報発信を行う。

（1）広報「浜須賀まちのちから」発行事業 年2回発行 フルカラー版

第22号 9/1（全戸配布。5,500部）A3、4頁

第23号 2/1（全戸配布。5,500部）A3、4頁

※広報編集委員（若干名）＝ 会長、副会長、会計、自治会長会代表、環境部会長、防災部会長

※発行については、状況によって変更となる可能性があります。

（2）ホームページ関連

茅ヶ崎市まちのちから協議会連絡会が開設するホームページ内に、浜須賀地区まちのちから協議会として、これまで発行してきた広報紙を掲載するなど、内容の充実に努める。

3 視察研修の実施

実施日時 未定

具体的な日時や実施方法については、新型コロナウイルス感染拡大状況をみて検討する。

4 市民集会の開催

実施日時 7月22日（土）予定

備考 目安箱による地域課題に関する意見募集の実施を予定していますが、状況によって変更の可能性があります。

5 地区防災訓練の実施

実施時期 11月18日(土) 予定

小中学校における防災資器材の設置に関する訓練を、人数を限定して検討。実施体制や詳細な内容は協議のうえ進めていく。

6 すこやか赤ちゃんサポート事業

絵本の開き読み、各種製作、健康づくり事業など、乳幼児とその保護者を対象とした支援事業を実施(年に12回実施。1回あたり120分間)。子育ての悩みや楽しみなどを共有する場を設けることにより乳幼児の健やかな成長と保護者の悩みの解消、地域内の支え合いを通じた住民同士の顔の見える関係づくり、子育て中の保護者の孤独予防、地域活動における担い手の発掘などに取り組む。

コロナ禍でも実施可能な事業を検討し、感染拡大防止を徹底して実施する。

事業内容

- ・絵本の開き読み ・手遊び ・お話しタイム ・健康アドバイス ・ボールプール・おもちゃ
- ・製作(かぶと、アルバム、手形、七夕飾り、クリスマスツリー、メッセージ、お雛様など)
- ・健康づくり関連(エアコン予防、乾燥予防、汗予防対策、インフルエンザ予防、離乳食について、水分の与え方についてなど)

7 自治会長会

浜須賀地区内の12の自治会長で構成されている。自治会長同士の親睦を図り、情報交換をしながら地域住民の福祉の向上と豊かな地域社会づくりに取り組む。

8 環境部会

地域内における環境美化に関する取り組みを推進していくため、環境指導員により構成する組織を設置し、協議や意見交換などの取り組みを行う。

具体的な実施時期及び実施体制については、新型コロナウイルス感染拡大状況をみて検討する。

実施時期 検討中

9 防災部会

地域防災力の向上を目的として、各自治会の防災リーダーにより構成される組織を設置し、防災活動に関する意見交換及び防災対策に関する協議を行う。

実施時期 適宜

※本事業計画は、新型コロナウイルス感染拡大状況や社会の動向により変更となる可能性があります。

議案第6号

令和5年度 浜須賀地区まちのちから協議会収支予算(案)

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	内 訳
補助金	886,402	運営費等助成金 250,000円 特定事業助成金①(広報紙発行事業) 260,402円 特定事業助成金②(赤ちゃんサポート事業) 196,000円 地区防災訓練補助金 180,000円
繰越金	305,435	前年度からの繰越金 58円 浜須賀地区自治会連合会残金 305,377円
合 計	1,191,837	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	内 訳
運営費	7,000	事務用品
	20,000	コピー、印刷、郵送料
	40,000	会長、副会長、会計
	150,000	視察研修、市民集会
	33,000	まちづから協議会連絡会等
	245,435	前年度からの繰越金及び浜須賀地区自治会連合会残金分
小計	495,435	
特定事業費①(広報)	260,402	印刷委託(仕分け作業含む) 年間11,000部 第20号=5,500部(回覧)A3・4頁 (税込118,701円) 第21号=5,500部(回覧)A3・4頁 (税込118,701円) 予備費 (23,000円)
	小計	260,402
特定事業費②(赤ちゃん)	120,000	サポーター活動費 事業12回×10人×1,000円
	76,000	・事業費5,000円/月(12か月分=60,000円) ・衛生費3,000円 ・事務費3,000円 ・予備費10,000円
小計	196,000	
防災訓練事業費	240,000	防災訓練に必要な消耗品及び資機材の整備
	小計	240,000
合 計	1,191,837	

特定事業の概要（浜須賀地区・広報「浜須賀まちのちから」発行事業）

まちづくりにおいて住民の参加を促すには、まずは協議会活動に興味をもってもらうことが重要であり、まちのちから協議会をはじめとする様々な地域活動を知ってもらう必要があるため、広報活動に積極的に取り組むこととした。

多角的な視点での紙面づくりを行うため、地区自治会連合会、浜須賀会館管理運営委員のほか、地区社会福祉協議会、各学区の青少年育成推進協議会、地区体育振興会協議会、地区民生委員児童委員協議会を加えた広報編集会議を設置し、令和5年3月までに全21号発行している。

令和4年度は、コロナ禍で地域活動が停滞する状況においても、with コロナとして地域の身近な事柄や団体等の情報を掲載することで、地域活動に対する興味や関心を惹くことができた。

（1）事業の概要

◆事業概要

住民に「当事者として地域のことを考えてもらう」ためのきっかけづくりとして、浜須賀地区まちのちから協議会の活動紹介や、浜須賀地区の様々な情報を掲載した広報紙を発行し情報発信を行う。

◆事業の内容

・令和4年度発行日及び発行部数

第20号＝令和4年9月1日（全戸配布） 5,500部

第21号＝令和5年3月1日（全戸配布） 5,500部

・体裁

A3で4頁（文字の大きさは市広報ちがさきを参考）

※両面フルカラーで発行

【実施主体】 浜須賀地区まちのちから協議会

【企画・編集】 広報編集会議

【印刷】 委託

【配布・回覧】 浜須賀地区の各自治会、浜須賀会館、浜須賀中学校、浜須賀小学校、緑が浜小学校、浜須賀保育園、つつじ学園、地域包括支援センターあさひに配布

（2）事業のねらい

浜須賀地区まちのちから協議会を中心として、様々な情報を継続的に発信することで、少しでも地域活動に興味をもってくれる人が増え、最終的には本協議会が浜須賀地区のまちづくりにおける中心的な役割を担っていく上で極めて重要となる「担い手の発掘」につながっていくことを期待している。

（3）令和4年度実績

本紙作成にあたって、広報編集会議を組織し、校正作業、スケジュール確認等を行った。広報編集委員会のメンバーそれぞれが記事の執筆を担当しており、紙面のデザインをメンバー自身が考え、例えば広報紙を読んだ住民が、地域乳幼児サポート事業に参加することで、地域の輪が広がり、コミュニティの醸成につながっている。また、令和元年度から、浜須賀地区まちのちから協議会ホームページのQRコードを掲載しており、若い世代が広報紙に目を向け、地域活動を知るためのきっかけとなっている。

特定事業実施報告書（浜須賀地区・広報「浜須賀まちのちから」発行事業事業）

事業の実施内容	活動内容	浜須賀地区まちのちから協議会の活動紹介や、浜須賀地区のさまざまな情報を掲載した広報紙を発行し情報発信を行った。		
	活動期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		
	実施体制	広報編集委員会にて企画 印刷仕分け作業を委託	周知方法	
	参加者数	広報発行対象 5,500世帯	実施日	第20号 9月1日発行 第21号 3月1日発行
事業の目的や効果は達成できましたか	<p>浜須賀地区にも多くの転入者がいる状況を考慮して、「浜須賀の地図」とその中の浜須賀会館等の主要な施設を紹介するなど、浜須賀地区にお引越しされた方に地区の概要及びそこで活動する団体の様子や地域の情報をしっかりとお伝えすることができました。</p> <p>また、防災訓練を始め、久方ぶりに実施した浜須賀地区まちのちから協議会の事業についても紹介しており、こうした情報を発信することが地域活動の担い手の発掘に繋がっております。</p>			
事業を計画的に実施することができましたか	編集会議の開催や校正作業、印刷委託、配布等については計画通り実施することができた。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	予定どおり、発行することができ、概ね適正でした。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	<p>広報編集委員会の構成員は、まちのちから協議会役員のほか、地区自治会連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区体育振興会、各学区の青少年育成推進協議会、浜須賀会館管理運営委員会で組織されており、広報紙についてそれぞれの団体で意見や要望の聴取に努めている。また、浜須賀会館に設置する「目安箱」により住民からの意見聴取にも取り組んでいるほか、本広報紙を浜須賀会館に配架し広く行き届くよう工夫しています。</p>			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	<p>広報編集委員会のメンバーそれぞれが記事の執筆を担当しており、地域住民により興味・関心をもってもらえるよう、取り組んでいます。より多くの方に読んでいただけるよう、話題性のあるものを掲載するため、情報収集をしながら工夫して活動しており、やりがいを感じております。</p>			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	本広報紙に掲載したことがきっかけで、記事を読んだ住民が、地域乳幼児サポート事業に参加することで、地域の輪が広がり、コミュニティの醸成につながっています。			
課題と今後の展望について	<p>浜須賀地区まちのちから協議会の活動がコロナ禍を明けて、本格的に再始動しています。そのため、本格化する活動を支える人材を募るきっかけとしても、この広報紙をより活用していきたいと考えています。</p>			

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	260,402	260,402	認定コミュニティ特定事業助成金
計	260,402	260,402	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
委託料	237,402	237,402	印刷委託（仕分け作業含む） 年間5, 500部×2回 第20号=5, 500部（全戸配布）A3・4頁、 （税込118,701円） 第21号=5, 500部（全戸配布）A3・4頁、 （税込118,701円）
会議費	2,000	0	
予備費	19,000	0	
市への返還		23,000	
計	220,661	260,402	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

特定事業の概要（浜須賀地区・地域乳幼児サポート事業）

浜須賀地区では、市が毎月開催していた乳幼児健康相談が平成24年度より隔月開催となったことに伴い、子育て中の保護者からは、「気軽に集まることができる交流の場」が求められており、浜須賀会館には多くの要望が寄せられていた。

本協議会ではこうした住民ニーズに応えるため、市と協働で企画を練り、平成26年より乳幼児健康相談のサポートを受けながら地域主体で、毎月開催することを決定した。

（1）事業の概要

◆事業概要

浜須賀地区において、乳幼児とその保護者を対象とした支援事業を実施する。（年に12回実施。1回あたり120分間）

◆事業の内容

- ・絵本の開き読み ・手遊び ・お話しタイム ・健康アドバイス ・ボールプール ・おもちゃ
- ・製作関連（かぶと、でんでん太鼓、アルバム、手形、クリスマスツリー、メッセージ、お雛様など）
- ・健康づくり関連（エアコン予防、乾燥予防、汗予防対策、インフルエンザ予防、ノロウィルス予防、離乳食について、水分の与え方についてなど）

※サポートスタッフで打ち合わせを行いながら、その時季によって事業内容を工夫している。

◆その他

地区内における事業協力者（サポートスタッフ）の発掘、育成

【実施主体】浜須賀地区まちのちから協議会

【事業運営】・浜須賀地区まちのちから協議会委員1名

・地区民生委員児童委員協議会より3名

・茅ヶ崎市より保健師1名 ・ボランティア2～3名

（広報や回覧にて、事業の案内とあわせて随時参加を呼びかけている）

（2）事業のねらい

- ・子育ての悩みや楽しみなどを共有する場を設ける乳幼児の健やかな成長と保護者の悩みの解消に寄与する。
 - ・地域内の支え合いを通じた浜須賀地区における住民同士の顔の見える関係づくりにつながる。
 - ・子育て中の保護者の地域の中で孤独予防につながる。
 - ・参加者が、将来的な地域の担い手になる。
 - ・サポートスタッフが多くなることで、地域の担い手の発掘に繋がる。
- （本事業のほか、地域内の様々な活動に目を向けてもらえるようになる）

（3）令和4年度実績

市の保健師、地区民生児童委員、隣接する浜須賀保育園の先生の協力を得ながら、子育ての悩みや楽しさを共有する場の確立と、乳幼児の健やかな成長のための居場所として地域に定着している。

本協議会が行っている特定事業「広報浜須賀まちのちから発行事業」により、本事業に新しく参加する親子がいらっしゃるなど、地域活動により多くの方に関わっていただくことで地域コミュニティの醸成に繋がっている。

特定事業実施報告書（浜須賀地区・地域乳幼児サポート事業）

事業の実施内容	活動内容	浜須賀会館大広間にて、乳幼児とその保護者を対象とした各種支援事業（悩み相談、手遊び、読み開き、お話しタイムなど）を実施。 詳細は別紙「令和4年度すこやか赤ちゃんサポート報告」のとおり。		
	活動期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜須賀地区まちのちから協議会委員1名 ・ 地区民生委員児童委員協議会より3名 ・ 茅ヶ崎市より保健師1名 ・ ボランティア4～5名 	周知方法	独自で作成したチラシの自治会回覧や広報「浜須賀まちのちから」を活用し積極的に周知を図った。
	参加者数	合計453人	実施日	別紙「令和4年度事業報告明細」のとおり
事業の目的や効果は達成できましたか	コロナ禍において行き場を失ったお母さんや赤ちゃんの居場所づくりの場として実施することができた。また、保健所からの紹介等により、浜須賀地区外からの参加も一定数あり、幅広くその需要に応え、事業の目的を十分に達成できた。			
事業を計画的に実施することができましたか	計画通り実施することができた。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	概ね予算内で事業を実施できたため、適正であった。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	事業実施にあたり、毎回事業終了後には振り返りと次回の打ち合わせ等を行った。保健師と連携を密に事業実施した。参加者とコミュニケーションを図りながら意見聴取に努めた。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	浜須賀地区において乳幼児支援の場が少ないなかで、「地域住民が安心して参加できる場所」として受け入れ体制を整えた。コロナ禍において、孤独を感じる方や、子育ての悩みを抱える方たちの拠り所となっていることに、スタッフ一同やりがいを感じている。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	広報紙や保健師による声掛けにより、新しく事業に参加する方がいるなど、地域活動により多くの方に関わっていただくことで地域コミュニティの醸成に繋がっている。担い手の発掘や育成は、今後の大きな課題であることから、本事業を通じ引き続き地域の輪を広げていきたい。			
課題と今後の展望について	引き続き、民生委員児童委員協議会での声掛け等を行いつつ、新しい担い手の確保に努めていきたい。また、保健所からの紹介で障がいをお持ちの赤ちゃんの参加も積極的に受け入れている。このように、育児の悩みを抱えやすいと思われる方の参加は引き続き、積極的に促していきたい。			

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	184,000	184,000	認定コミュニティ特定事業助成金
計	184,000	184,000	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
報償費	108,000	83,000	サポーター活動費 1,000円/回
物品費	66,000	72,306	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費 60,413円 (紙類、文房具、玩具、色紙、ビーズ、風鈴材料等) ・ 衛生費 6,130円 (抗原検査キット等) ・ 事務費 5,763円 (印刷・コピー)
予備費	10,000	0	
市への返還		28,694	
計	184,000	184,000	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来ることが必要です。